

球磨村住宅建設等支援補助金 Q & A

1 (問) 「災害リスクの低い場所」とはどのような場所か？

(答) 以下条件を満たす地域を示す。

- ①今次水害により浸水被害を受けていないこと。
- ②土砂災害（特別）警戒区域に指定されていないこと。

2 (問) 安全対策とはどのようなものか？

(答) 宅地・家屋のかさ上げ及び家屋のピロティ化。また、止水板、防護壁及び屋根に逃げるための梯子または天窓付きロフトの設置のことをいう。

【宅地のかさ上げ】



【家屋のピロティ化】



(写真) 国土交通省／
「適応策選択の考え方（洪水対策を例に）」

【止水板】



【防護壁】

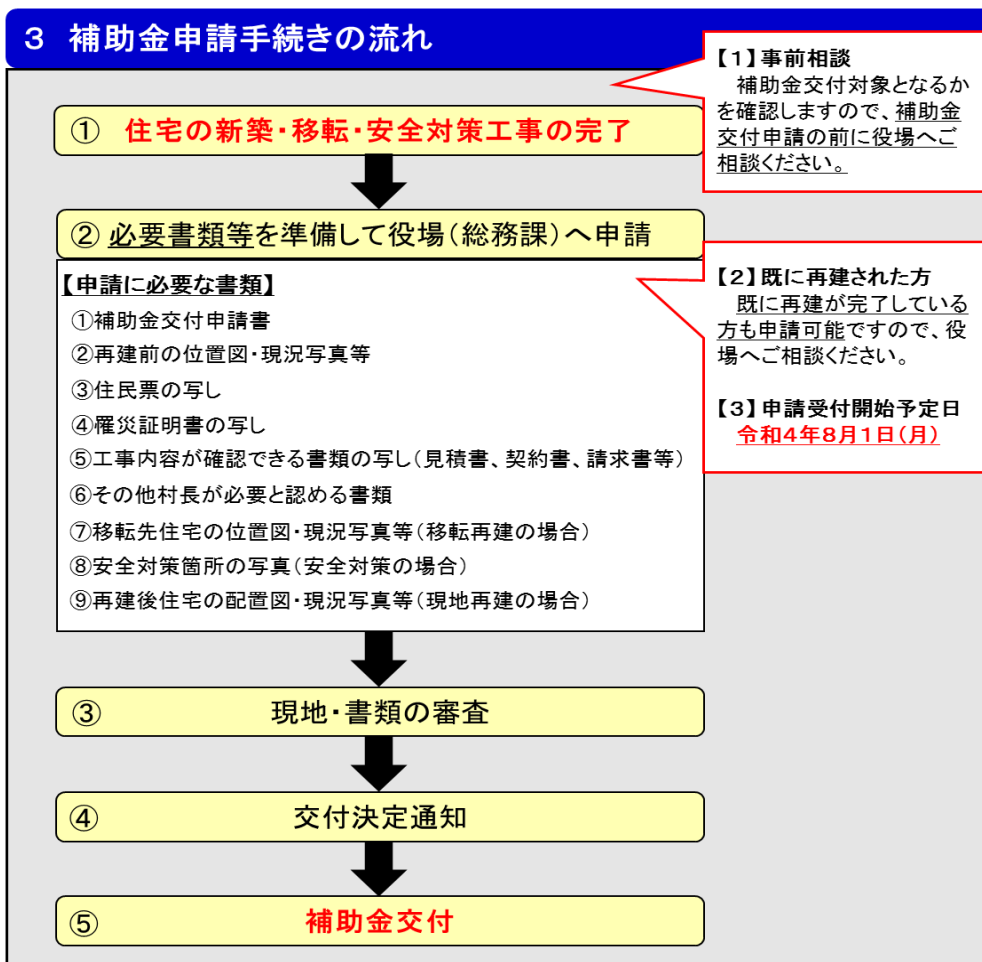


【屋根に逃げるための梯子】



3 (問) 補助金申請手続きはどのような流れか？

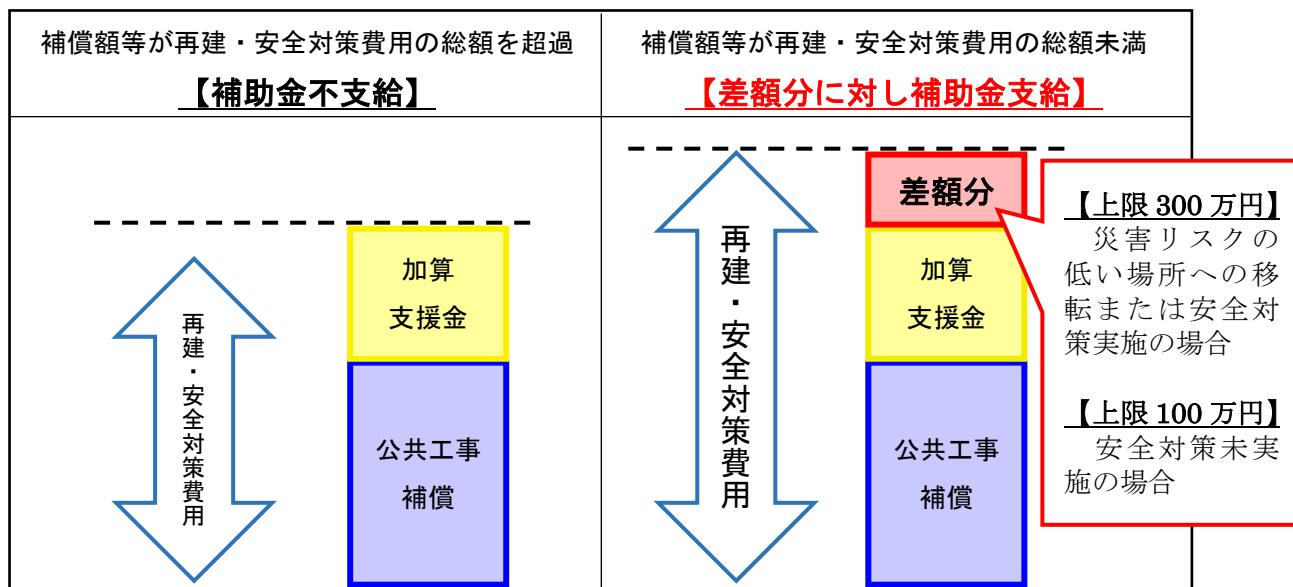
(答) 以下のとおり。



4 (問) 治水事業により補償を受けて再建する場合、補助金交付対象となるか？

(答) 公共工事による補償または生活再建支援金(加算支援金)を受給し、その受給額の総額が再建費用または安全対策費用の総額を上回る場合、補助金の交付対象外となる。

一方、補償金等の受給総額が再建・安全対策費用を下回る場合、その差額分について、補助金交付対象とする。



5 (問) 治水事業によるかさ上げ工事に加えて、自己負担でかさ上げ工事を行う場合、補助金の交付対象となるか？

(答) 交付対象となる。

ただし、治水事業によるかさ上げ箇所と追加の安全対策箇所を工事明細等で明らかにすること。

6 (問) 被災時は貸家に入居していたが、家を新築する場合は補助金の交付対象となるか？

(答) 持家及び貸家を問わず、以下条件を満たす場合、補助金の交付対象となる。

- ① 村内で自力再建を行うこと。
- ② 令和2年7月豪雨による罹災証明書を有していること。
- ③ 移転再建を行う場合において、再建前の土地に建物が残るときは、当該建物を居住の用に供しないこと。
- ④ 村税の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。
- ⑥ これまでに球磨村住宅建設等支援補助金を受給していないこと。

7 (問) 自宅の再建（新築・修理）に併せて安全対策（ピロティ化、かさ上げ等）を実施した場合の補助上限額は？

(答) 再建場所の被災有無により異なる。考え方は以下のとおり。

(1) 再建場所が被災していない地域の場合（例：塚ノ丸造成団地）

災害リスクの低い場所へ移転再建することで、安全対策への要件を満たしているため、補助上限額は300万円となる。

(2) 再建場所が被災した地域の場合（例：一王子団地）

安全対策を実施しない場合、補助上限額は100万円。

再建に併せて安全対策を実施した場合、安全対策事業（上限300万円）と人口流出抑制対策事業（上限100万円）を比較し、より申請者へ有利となる方を上限額とする。（以下参照）

